## 説 明 書

## 1 都市景観形成基準(案)について

今回、区域への編入を検討している日本たばこ産業跡地については、①共同住宅用地、 ②戸建用地、③公共公益施設用地1 (土地利用計画未定)、④公共公益施設用地2 (H30 年度に保育園2棟が建築済み)、の合計4用地があります。

それぞれに新たな項目別基準を策定するものではなく、既にある基準を下表のとおり 整理することで、新たな区域の基準といたします。

	4区分	考え方
1	共同住宅用地	・既にある基準「住宅地区」を適用します。
		(「住宅地区」: 低層階に店舗が入っていない共同住宅の
		用地に適用している地区です。現在、イーストスクエア、
		サウススクエア、フィールズスクエアの用地に適用して
		います。)
		・共同住宅3棟の建築が予定されており、「住宅地区」
		の基準に適合する計画です。
2	戸建用地	・戸建用地を「住宅地区D」としています。
		・「住宅地区」の基準のうち、大規模な共同住宅を想定
		した基準や当該地区に存在しない緑地帯等の基準につ
		いては住宅地区Dは除くとしています。
		・「住宅地区」の基準のうち、全体として調和のとれた
		景観形成を図る基準やうるおいの演出を促す基準は適
		用します。
		・戸建住宅の建築が予定されており、「住宅地区D」の
<u></u>	ハ 44 ハ <del>※ 1/2 元</del> 田 lib 1	基準に適合する計画です。
3	公共公益施設用地1	・既にある基準「公共・公益地区B」を適用します。
	(土地利用計画未定) 	「公共・公益地区B」:現在、児童相談所、保健所、子
		育て支援センター、こども図書館の用地に適用している     地区です。)
		地区 ( 9 。)  ・土地利用計画は未定ですが、現在同地区に建築されて
		いるものと類似の建築用途を想定しています。
4	公共公益施設用地2	・既にある基準「公共・公益地区C」を適用します。
	(保育園 2 棟建築済)	(「公共・公益地区C」: 現在、市立大久保南小学校、大
		久保南幼稚園の用地に適用している地区です。)
		・保育園 2 棟については、H30 年度の建築当時は区域に
		未編入でしたが、「公共・公益地区C」の基準に適合す
		るよう建築されています。

## 2 計画図の修正について

計画図につきましては、指定当時の計画に基づき作成されたものです。

実際に建築が進む中で、形状が異なっているものがあります。

そこで、このたびの区域編入に際し、既存地区内の広場、歩行者通路及び歩行者用立 体通路について、実情と整合させるべく、形状を修正したいと考えております。

さらに、JR 大久保駅の南東に共同住宅(センタースクエア)がありますが、建物を二分する形で、住宅地区 A と商業・業務地区に分かれております。指定当時の計画では、住宅地区 A には高層住宅計画があり、商業業務地区には業務ビル計画がありました。業務ビルは建築されていませんので、ラインの位置を修正し、共同住宅部分を住宅地区 A とし、自転車駐輪場部分を商業業務地区のままといたします。

